

富士山を世界文化遺産に！



「秋の富士山（小山町）」（撮影：山本正行）

World

Heritage News Letter

News List

- ◎登録推薦書原案の概要
- ◎推薦書原案提出の再スタートに当たって
- ◎第34回ユネスコ世界遺産委員会より
- ◎次世代を担う子どもたちに向けての取組
- ◎川勝平太県知事が富士山に初登頂
- ◎静岡県と鹿児島県の県議会議員の有志が富士登山

推薦書原案提出に向け、
再スタート！

本年7月の国への

登録推薦書原案提出は先送りに…

静岡・山梨両県では、富士山世界文化遺産の早期登録を実現するため、本年7月の文化庁への推薦書原案提出に向け、全力で取り組んできました。

しかし、構成資産である富士五湖を国の文化財に指定するために必要な同意取得の遅れ等の理由により、残念ながら今回の提出を先送りとするようになりました。

今後は、平成23年7月の推薦書原案提出に向け、速やかに課題を解決するとともに、確実に登録されるよう、推薦書原案の内容の充実に努めていきます。

登録推薦書原案の概要

現時点の推薦書原案について説明します。

世界遺産とは、かけがえのない人類共通の財産として、国際的に保護・保全し、未来に伝えていく必要がある、世界の貴重な資産のことです。2010年9月現在、世界遺産は世界中で911件登録されています。

登録のためには、まず富士山の価値を示した推薦書原案を文化庁に提出することが求められています。

推薦書原案とは、文化庁からユネスコ世界遺産委員会に提出される登録推薦書の基となるものです。文化庁に提出後、より詳細な検討を加え、文化庁長官の署名を添えて英文で提出されることとなります。

登録推薦書の書式はユネスコによって

「富士山」が世界遺産暫定リストに 登録される(平成19年1月)

- 構成資産の決定、顕著な普遍的価値を証明するための調査、検討
- 構成資産を保護、保全するための「保存管理計画」の策定
- 構成資産について国文化財指定の手続き

静岡、山梨両県が 推薦書原案を作成し、 文化庁へ提出する

- 国からユネスコへ推薦書の提出
- ユネスコ諮問機関(イコモス)による現地調査・勧告
- 世界遺産委員会での審議
- 世界遺産登録

定められており(「世界遺産条約履行のための作業指針」)、具体的には、推薦される資産の持つ価値(世界にとって重要な意味のある「顕著な普遍的な価値」を持つことが必要とされます)やその価値を証明する上で不可欠な構成資産の概要、保存管理の方法などを記述する必要があります。

富士山の推薦書原案では、「顕著な普遍的価値」として、

- ①日本の文化(特に信仰や世界に広く知られた芸術)と深い関わりがあること
- ②現在に続く文化的伝統(古来多くの人が富士山にあこがれ親しんできたこと)の物的証拠であること
- ③特に近世に、人間が自然と適切なバラ

ンスを保つて関わりあっていた山の景観の代表例であったこと

を挙げました。そして、これらが「顕著な普遍的価値」の評価基準(iii)、(iv)、(vi)に該当するため、世界文化遺産にふさわしいと結論付けています。

この富士山の持つ「顕著な普遍的価値」を具体的に示すものが、「信仰」、「芸術」、「景観」の観点から選定された17個の構成資産です。

- A 山体およびそれと一体化した範囲
 - B 周辺の神社、巡礼地など
 - C 富士山から離れている展望地
- という形に分けてあります。

また、保存管理については、富士山の現状を述べた上で、今後これをどのように守っていくのかを、対象範囲(構成資産だけでなくその周辺も緩衝地帯としてその対象にします)、法律などの保護手段(文化財保護法、自然公園法、森林法、景観法/景観条例など)、それを実施する組織体制(現在検討中)などを中心に記述しました。

この推薦書原案の内容については、7月5日に開催された二県学術委員会において概ね了承されました。

現在この推薦書原案は本誌4面に記載されているHPで公開しておりますが、今後も加筆・修正をしていきます。

● 顕著な普遍的価値の評価基準(全10項目) (2005年2月版「世界遺産条約履行のための作業指針」文化庁版訳(77項より))

- (i) 人間の創造的才能を表す傑作である。
- (ii) 建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えた、ある期間にわたる価値観の交流又はある文化圏内での価値観の交流を示すものである。
- (iii) 現存するか消滅しているにかかわらず、ある文化的伝統又はある文明の存在を伝承する物証として無二の存在(少なくとも希有な存在)である。
- (iv) 歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観を代表する顕著な見本である。
- (v) あるひとつの文化または複数の文化を特徴づけるような伝統的居住形態若しくは陸上・海上の土地利用形態を代表する顕著な見本である。又は、人類と環境とのふれあいを代表する顕著な見本である(特に不可逆的な変化によりその存在が危ぶまれているもの)
- (vi) 顕著な普遍的価値を有する出来事(行事)、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連がある(この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい)
- (vii) 最上級の自然現象、又は、類まれな自然美・美的価値を有する地域を包含する。
- (viii) 生命進化の記録や、地形形成における重要な進行中の地質学的過程、あるいは重要な地形的又は自然地理学的特徴といった、地球の歴史の主要な段階を代表する顕著な見本である。
- (ix) 陸上・淡水域・沿岸・海洋の生態系や動植物群集の進化、発展において、重要な進行中の生態学的過程又は生物学的過程を代表する顕著な見本である。
- (x) 学術上又は保全上顕著な普遍的価値を有する絶滅のおそれのある種の生息地など、生物多様性の生息域内保全にとって最も重要な自然の生息域を包含する。



7月28日に開催された第8回富士山世界文化遺産登録推進両県合同会議

(1) 推薦書原案提出の先送りについて
 推薦書原案は、7月初旬に開催した学術委員会の承認を得ており、さらに7月末までに内容の一層の充実を図った上で、文化庁への提出を予定していました。
 ところが、推薦書原案の提出に必要な構成資産の国指定文化財について、富士五湖の指定に係る所有者などの同意取得作業が様々な要因で遅れたため、提出までに作業が完了する見通しが立たなくなりました。
 また、富士山の保存管理の仕組みについても、広範囲に及ぶ富士山を適切に保存管理するための法令を所管する関係省庁間の合意が最終的に固まっていなかったことから、7月28日に開催した「第8

(2) 今後の取組について
 今後、静岡・山梨両県及び関係市町村では、回富士山世界文化遺産登録推進両県合同会議において、推薦書原案の提出を1年先送りすることが報告されました。
 ① 構成資産の国文化財指定作業
 ② 保存管理計画の再検討
 ③ 推薦書原案の内容の精査
 などの課題を速やかに解決し、来年7月に推薦書原案を提出できるよう万全を期してまいります。
 引き続き、文化庁や学術委員、海外専門家などの助言を受けながら、富士山の確実な登録を目指して頑張っていきたいと思いますので、皆様の御理解、御協力をお願いいたします。

推薦書原案提出の再スタートに当たって 来年7月の推薦書原案提出に向けて全力で取り組んでいきます。

構成資産候補の一覧表

区分	名称	所在地
A	富士山	静岡県・山梨県・県境未確定地
	・山頂信仰遺跡	富士山八合目以上
	・大宮・村山口登山道	富士宮市・富士市
	・須山口登山道	御殿場市
	・須走口登山道	小山町
	・吉田口登山道	富士吉田市・富士河口湖町
	・北口本宮富士浅間神社	富士吉田市
	・西湖	富士河口湖町
	・精進湖	富士河口湖町
	・本栖湖	身延町・富士河口湖町
B1	富士山本宮浅間大社	富士宮市
B2	山宮浅間神社	富士宮市
B3	村山浅間神社	富士宮市
B4	須山浅間神社	裾野市
B5	富士浅間神社	小山町
B6	河口浅間神社	富士河口湖町
B7	富士御室浅間神社	富士河口湖町
B8	御師住宅	富士吉田市
B9	山中湖	山中湖村
B10	河口湖	富士河口湖町
B11	忍野八海	忍野村
B12	船津胎内樹型	富士河口湖町
B13	吉田胎内樹型	富士吉田市
B14	人穴富士講遺跡	富士宮市
B15	白糸ノ滝	富士宮市
C	三保松原	静岡市

◎第34回ユネスコ世界遺産委員会より

第34回となる世界遺産委員会は2010年7月25日から8月3日まで、ブラジルの首都ブラジリアで開催されました。今回の委員会では、21件の物件が新たに世界遺産に登録され、世界遺産の数は合計で911件となりました。新規登録については、例年の採択割合よりも高く、主に保存管理体制が構築されているかが審査に影響を与えました。

日本に関連のあるものとしては、第五福竜丸が被爆したマーシャル諸島の「ビキニ環礁」が世界文化遺産に登録されました。広島島の「原爆ドーム」に続き、「負の遺産」としての登録で、「核実験の威力を伝える上で、非常に意義深い証拠」と評価されました。



第34回世界遺産委員会

次世代を担う 子どもたちに向けての取組

美しい富士山を将来に向けて守っていくためには、次世代を担う子どもたちに対し世界遺産の意義や富士山の価値について正しく理解する機会を提供することが重要です。

県では、子どもたちに向けてのパンフレットの作成や、出前講座の開催などの啓発活動に力を注いでいます。

1 子ども向けパンフレットの作成・配布

小学校高学年を対象に、富士山の文化的価値についての理解を深めるため、写真やイラストを多用したパンフレットを作成し、関係市町小学校や図書館等に配布しています。



子ども向けパンフレット



2 「富士山世界文化遺産」出前講座

富士山の自然や文化、世界遺産について学んでいただくために、専門知識を有した講師を派遣し、世界遺産の基礎知識や登録に向けての取組状況を解説します。昨年度は、小中高合わせて11校、約650人が受講しました。



画像や映像を使用し、最新の世界遺産情報を提供します

3 親子で学ぼう富士山世界遺産 (全2回)

今年度の新しい取組として、親子が一緒に、富士山の構成資産やゆかりの地を巡りながら、富士山の自然や文化に触れる「親子で学ぼう富士山世界遺産」を実施

川勝平太県知事が富士山に初登頂

川勝知事は、富士山頂で、世界文化遺産登録推進のイベントに参加するため8月7日夜、富士山富士宮口登山道の五合目を出発し、8日早朝に無事初登頂を果たしました。

8月8日8時8分に、イベント主催者の呼びかけにより参集した一般登頂者と互いに手を取り合い、早期の世界遺産登録を祈念しました。

知事は、「途中きつかったが、美しい景色に慰められた。環境、自然保護の大切さを改めて実感した。登頂が一人の力ではできないのと同様に、静岡県と山梨県が一体となり世界文化遺産登録を実現したい」と抱負を語りました。



末広がりにちなみ、8月8日8時8分に互いに手を取り合う川勝知事(中央)

施しています。7月に実施した第1回は、「富士山と芸術」をテーマに県立美術館や三保松原などを見学しました。10月に実施する第2回目は、「富士山と信仰」をテーマに、富士山本宮浅間大社や白糸ノ滝などを巡ります。

静岡県と鹿児島県の県議会議員の有志が富士登山

平成22年8月4日から5日に、静岡県富士山世界文化遺産登録推進議員連盟と鹿児島県観光振興議員連盟の有志16名が、富士登山を行いました。4日夜、富士宮口六合目の山小屋に宿泊し、5日早朝から登り始め、パイオトイレや登山道の混雑状況を視察しながら、無事山頂まで辿り着くことができました。

山頂の浅間大社奥宮では、神社職員から富士山の信仰と歴史についてのお話を伺い、富士山の神聖性と観光との調和について意見を交換しました。



山頂奥宮で記念撮影

発行 静岡県文化・観光部 文化学術局 世界遺産推進課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 <http://www.fujisan-3776.jp>

TEL.054-221-3746 FAX.054-221-2980 e-mail sekai@pref.shizuoka.lg.jp



環境配慮した紙・インクを使用しています。